

令和元年10月1日から

就学前の児童が**障害児通所支援**を利用した際の
サービス費用の**利用者負担が無償化**されます。

就学前の障害児を支援するため、世帯の所得状況にかかわらず、次の障害児通所支援を利用した際の利用者負担が無償化されます。

対象となるサービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援

対象となる児童

無償化の対象となる期間は、
「**満3歳になって初めての4月1日から3年間**」です。

(具体的な対象者の例)

時 期	対 象 者
令和元年10月1日から 令和2年3月31日まで	誕生日が 平成25年(2013年)4月2日から 平成28年(2016年)4月1日 までの児童
令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	誕生日が 平成26年(2014年)4月2日から 平成29年(2017年)4月1日 までの児童

※ サービス費用の利用者負担以外の費用（医療費や食費等、現在実費で負担しているもの）は、引き続きお支払いいただくことになります。

※ 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

《サービスの相談・申請は、各総合支所区民課保健福祉係へ》

港区	芝地区総合支所	区民課保健福祉係	電話 (3578) 3161	FAX (3578) 3183
港区	麻布地区総合支所	区民課保健福祉係	電話 (5114) 8822	FAX (3583) 0892
港区	赤坂地区総合支所	区民課保健福祉係	電話 (5413) 7276	FAX (3402) 8192
港区	高輪地区総合支所	区民課保健福祉係	電話 (5421) 7085	FAX (5421) 7613
港区	芝浦港南地区総合支所	区民課保健福祉係	電話 (6400) 0022	FAX (5445) 4590

《制度に関するお問い合わせ先》

港区	保健福祉支援部	障害者福祉課障害者支援係	電話 (3578) 2462	FAX (3578) 2678
----	---------	--------------	----------------	-----------------